

## がん臨床研究の利益相反に関する指針運用規則

### (目的)

第1条 この規則は、この学会（以下、「本学会」と略す。）が「がん臨床研究の利益相反に関する指針」（以下、「本指針」と略す。）を対象者に遵守させるにあたり、本指針の具体的な運用方法と、違反者への措置方法を示すことを目的とする。

### (本学会学術集会などでの発表)

第2条 筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

- 2 本学会の学術集会、シンポジウム、セミナー及び市民公開講座などで発表・講演を行う者は、演題応募または抄録提出時に、過去1年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。
- 3 発表時に明らかにする利益相反状態について、発表スライド、あるいはポスターの最後に開示するものとする。開示が必要なものは、抄録提出1年前から発表時までのものとする。ただし、各々の開示すべき事項と自己申告が必要な金額を次のように定める。

#### 自己申告が必要な金額

- 1) 企業または営利を目的とした団体の顧問職、役員、職員等については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。
- 2) 株の所有については、1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上。
- 3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上。
- 4) 企業または営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業または団体からの年間の日当が合計50万円以上。
- 5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。
- 6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上。
- 7) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上。

### (学会誌での発表)

第3条 著者が開示する義務のある利益相反状態は、投稿内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

- 2 本学会誌「日本頭頸部癌学会 Head and Neck Cancer」その他本学会刊行物で発表を行う者は、投稿時に、投稿規定に定める様式により、利益相反状態を明らかにしなければならない。
  - 1) この様式の情報は、利益相反についてとしてまとめられ、論文末尾に印刷される。規定された利益相反状態がない場合は、同部分に、「著者は申告すべき利益相反を有しない。」の文言を入れるものとする。
  - 2) 投稿時に明らかにする利益相反状態について、各々の開示すべき事項と自己申告が必要な金額は、第2条第3項各号の規定と同一とする。
  - 3) 開示が必要なものは、論文投稿1年前から投稿時までのものとする。

(役員等)

第4条 理事長、理事、総会会長、次期会長、委員会委員長（以下、「役員等」と略す。）が開示・公開する義務のある利益相反状態は、本学会が行う事業に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

2 本学会の役員等は、就任後に第2条第3項各号の規定に相当する利益相反が生じた場合には6週以内に「役員等の利益相反自己申告書」様式1を提出しなければならない。

3 本学会の役員等は、新就任時と、就任後は1年ごとに「役員等の利益相反自己申告書」（様式1）を提出しなければならない。また、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、6週以内に様式1によって報告しなければならない。

(1) 新就任時は、就任日から1年前までさかのぼった利益相反状態を自己申告しなければならない。

(役員等の利益相反自己申告書の取扱い)

第5条 本規則に基づいて本学会に提出された様式1及びそこに開示された利益相反状態（利益相反情報）は、本学会事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。

2 利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会及び倫理委員会が随時利用できるものとする。

3 前項の利用には、当該申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、倫理委員会の決議並びに理事会の承認を得て当該利益相反情報のうち必要な範囲を、本学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。

4 第1項の様式1の保管期間は、役員等の任期終了後2年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に、利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、当該利益相反情報を記載した様式1の廃棄を保留できるものとする。

(変更)

第6条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

1 この規則は、平成23年6月8日から施行する。

2 この規則は、平成23年6月13日一部改正。